

県立がんセンター新潟病院医療安全管理推進規程

(目的)

第1条 この規程は、県立がんセンター新潟病院医療安全管理指針（以下「指針」という。）に基づき、医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供を確立するために必要な事項を定めるものとする。

(推進委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、「県立がんセンター新潟病院医療安全推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 診療部門：副院長、臨床部長（医局長）、情報調査部長、薬剤部長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、専任セーフティマネージャー
- (2) 看護部門：看護部長
- (3) 管理部門：事務長、事務長補佐
- (4) その他、委員長が必要と認める者

3 推進委員会の委員長（以下「推進委員長」という。）は、病院長が指名した副院長とする

4 推進委員会の副委員長（以下「推進副委員長」という。）は、専任セーフティマネージャーとし、推進委員長を補佐するとともに事務局業務にあたる。

(推進委員会の任務)

第3条 推進委員会は、院長の諮問に応じて、所掌事務について調査審議するほか、所掌事務について院長へ建議することができる。

2 推進委員会の調査審議の結果については、院長に報告する。

(推進委員会の所掌事務)

第4条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を掌握する。

- (1) 医療事故等の検証及び再発防止策の検討に関すること。
- (2) 当院の医療安全体制に関すること。
- (3) 医療訴訟に関すること。
- (4) 医療安全に関するマニュアルの改廃に関すること。
- (5) その他医療安全の推進に関すること。

(医療事故調査)

第5条 推進委員長は、医療事故が発生したときは、必要に応じ速やかに医療事故調査

委員会を設置し、情報を収集するとともに事実を明らかにする。医療事故調査委員会の詳細については、別途定める。

- 2 推進委員長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 推進委員長は、必要と認めるときは、職員以外の者（有識者、関係業者等）の出席を求め、意見を求めることができる。

（推進委員会の開催）

第6条 推進委員会は、原則として、8月を除き毎月1回を定例的に開催するほか、必要に応じて開催することができる。

- 2 医療事故が発生したときは、第4条第1号の検討のため、病院長の要請を受けて委員長が推進委員会を招集する。

（報告）

第7条 推進委員長と事務局は、議事録を作成し、検討結果を院長へ報告又は提言するとともに、委員に周知する。

（医療安全管理対策委員会）

第8条 医療安全管理対策を総合的に企画、実施し、医療安全対策の質向上を図ることを目的に、医療安全管理対策委員会（以下「管理対策委員会」という。）を設置する。

- 2 管理対策委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。

- （1）推進委員長
- （2）専任セーフティマネージャー
- （3）兼任セーフティマネージャー
- （4）事務長補佐
- （5）医療安全部門の職員で委員長が必要に応じて指名するもの

- 3 委員長は、推進委員長とする

- 4 副委員長は専任セーフティマネージャーとし、委員長を補佐するとともに事務局業務にあたる。

（管理対策委員会の任務）

第9条 管理対策委員会は、リスクマネジメント部会（以下「RM部会」という。）からの報告を受け、所掌事務について調査検討するほか、対策の評価結果に基づき、RM部会に助言を行う。

- 2 管理対策委員会の調査検討の結果については、必要に応じて推進委員会に報告する。

（管理対策委員会の所掌事務）

第10条 管理対策委員会は次の各号に掲げる事項を掌握する。

- (1) 医療安全活動の年間計画に関する事。
- (2) 医療安全活動の評価・指導に関する事。
- (3) インシデントの原因分析、事故防止対策の検討及び提言に関する事。
- (4) RM部会で検討し提言した事故防止対策の評価に関する事。
- (5) マニュアルの遵守、見直し及び改訂に関する事。
- (6) 職員の医療安全教育の企画及び運営に関する事。
- (7) 医療安全のための啓発及び広報に関する事。
- (8) 最新の医療安全に関する情報交換
- (9) 地域連携・相談支援センターとの連携に関する事。

(管理対策委員会の開催)

第11条 管理対策委員会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて開催することができる。

- 2 管理対策委員会は、専任セーフティマネージャーが事務局となり、検討事項を明確にしておく。

(報告)

第12条 事務局は、議事録を作成し、病院管理者に報告する。

(職員の責務)

第13条 職員は、業務の執行に当たっては、日ごろから患者への医療、看護等の実施、医療機器の取扱などについて医療事故を発生させないように細心の注意を払わなければならない。

- 2 職員は「指針」および「リスクマネジメントマニュアル」等に記載された事項を遵守し、事故防止に努めなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から実施する。
- 2 県立がんセンター新潟病院医療安全推進規程（平成15年11月13日制定）は、廃止する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から実施する。